

福岡高等裁判所 所長様

要 請 書

廣瀬方人裁判・控訴審の公正判決を求めます

2003年3月、国は「長崎地方裁判所が『廣瀬方人さんが日本語教師として中国に赴任していた間に健康管理手当を打ち切ったのは違法であり、また、請求期間が5年を過ぎているので時効であるとして請求を退けたのは職権の乱用であって認められない』としたのは法解釈の誤りである」として福岡高裁に控訴しました。

私たちは、広島、長崎の被爆者は日本人も韓国人もすべて日本政府の責任において援護されなければならないと思います。被爆者はどこにいても、何年経っても被爆者であることに変わりありません。

廣瀬方人さんはただ自分の健康管理手当の支給のために提訴したのではありませんでした。同じような状態のまま放置されている在外被爆者、特に韓国人被爆者のために裁判に踏み切りました。被爆後59年目を迎え、被爆者は高齢化し、病苦に苦しむ人が多くなっています。被爆者はすべて平等の援護を受けられるべきです。どうか公正な判決が出されるようにお願いします。

2004年2月 日

住 所
氏 名

取り扱い団体 在外被爆者支援連絡会
李康寧・廣瀬方人裁判を支援する会
長崎市筑後2-1教育文化会館4F